

A - 11 食品のり

A - 11 食品のりの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定に基づき、食品のりの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品のり業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「食品のり」とは、乾のり及び加工のりをいう。</p> <p>2 この規約で「乾のり」とは、板のり(生のり特定の寸法に乾燥仕上げたものという。以下同じ。)をそのままの形状で袋その他の容器に密封包装したものをいう。</p> <p>3 この規約で「加工のり」とは、板のりを焼き上げ、又は味付け加工し、これをそのままの形状又は小片にして、かん、びん、袋その他の容器に密封包装したものをいう。</p> <p>4 この規約で「事業者」とは、食品のりを製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、食品のりの小袋(自動包装物を含む。)及び容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を邦文で外部から見易い場所に明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所。</p> <p>(2) 内容量、次の基準により表示すること。</p> <p>イ 板のりを内容物とする場合は、板のり枚数又は板のり帖数(1帖は10枚とする。)で表示すること。</p> <p>ロ イ以外の包装袋物及びバラ切を内容物とする場合は、板のり換算で表示することとし、包装袋物は「板のり(又は全型)何枚、何袋詰(1袋量何切、何枚)」、バラ切は「板のり(又は全型)何枚(何切、何枚)」と表示すること。</p> <p>ハ 内容量が板のり換算で5枚未満のものについては、「何切、何枚」と表示すること。内容量が板のり換算1枚未満の自動包装については、この限りではない。</p> <p>ニ もみのり、きざみのり等の不型態物についてはグラム単位、又は板のり換算で表示すること。</p> <p>2 事業者は、食品のりの容器又は包装に挿入する乾燥剤の包装に、当該乾燥剤は食用できない旨を明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(加工のりの最小規格)</p> <p>第4条 加工のりの大きさは、最低横3.1センチメートル、縦8.7センチメートル又は27平方センチメートル以上でなければならない。ただし、「もみのり」、「きざみのり」その他当該製品が不型態物であることを示す商品名を使用したものについてはこの限りではない。</p> <p>(特定の必要表示事項)</p> <p>第5条 食品のり公正取引協議会は、前2条に規定するもののほか、特定の表示すべき事項又はその基準を規則により定めることができる。</p> <p>(過大な包装の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、食品のりについて、次の各号に掲げる方法により内容量を誤認させるような容器又は包装を用</p>	<p>第1条 規約第2条第2項及び第3項に規定する密封包装とは、顧客が当該包装物を開封しなければその内容量が判別できない程度に包装されたものをいう。</p> <p>第2条 規約第3条第1項(2)の表示は、容器又は包装に表示された商品名、絵などから見て容器の表面の中心と見られる部分を中心に同一視野に入る部分(主要部分)にしなければならない。この主要部分は、円筒型の容器又は包装にあっては、胴の中心部分の中心線から左右へ視野に入る部分の20%の垂直の面積部分、角形の容器又は包装にあっては、1つの面の全部、その他の容器又は包装にあっては、中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。</p> <p>なお、活字の大きさは「9ポ」以上とする。</p> <p>第3条</p> <p>(1) 規約第4条の規定を適正に遵守するため、事業者は、加工のりについては原則として板のりの裁断を12切までとする。</p> <p>(2) 包装袋物の1袋の内容量は5枚以上とする。ただし、板のり(全型)の内容量は5枚以上とする。</p> <p>第4条 規約第4条に違反する行為であって、その違反行為の発生原因が当該事業者の故意又は過失によるものでないことが証明された場合においては、規約第10条を適用するについて情状酌量をすべきものとする。</p> <p>第5条 規約第6条の規定を適正に遵守するため、事業者は、食品のりの容器・包装等については次の基準によら</p>

いてはならない。

- (1) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、外見から容易に判明することができないように容器の底をあげること（アゲゾコ）。
- (2) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、外見から容易に判明することができないように額縁状の広い幅の縁取りをほどこすこと（ガクブチ）。
- (3) 容器又は外装に切抜きをし、中が見える部分にのみ内容物をつめること（メガネ）。
- (4) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、容器の底又は個々の内容物の間に紙片、木毛などをつめること（アンコ）。
- (5) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、内装を重ねること（12単衣）。
- (6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度をこえて、容器の中に空洞をつくること（エントツ）。
- (7) 品質保全に必要な限度をこえて、容器の中に乾燥剤を入れること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内容量に比し過大な容器又は包装を用いること。

なければならない。

- (1) かん・びん類のうち不透明容器に挿入する乾燥剤の容量は、当該容器の全容積の6分の1以下でなければならない。
- (2) かん・びん類のうち不透明容器については、その底をあげ中心空洞を作り又は内容物の保護の限度をこえて容器の底、若しくは個々の内容物の間に紙片・木毛などを詰めてはならない。
- (3) かん・びん類のうち透明容器については、その底を乾燥剤の挿入部分として全容積の4分の1以上あげてはならない。
- (4) 丸かん等（不透明容器）の加工のりの内容物については、次のとおりとする。
 - (イ) 包装袋物の加工のりを内容物とするものにあつては、容積 3,000 を基準容器とし、これに板のり換算 30 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 80 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 100 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。
 - (ロ) 包装袋物以外の加工のりを内容物とするものにあつては、容積 600 を基準容器とし、これに板のり換算 6.5 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 70 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 95 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。
- (5)(イ)(a) びん容器（透明容器）の小袋包装物の加工のりの内容量については、たて 13.8 cmよこ 13.8 cm高さ 17.5 cm容積 3,333 を基準容器とし、これに 12 切 5 枚 50 袋、板のり換算 20.83 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 100 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 195 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

 - (b) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、前記(a)に準ずる。
- (ロ)(a) エパック容器（透明容器）の小袋包装物の加工のりの内容量については、たて 14.7 cmよこ 14.7 cm高さ 14.2 cm容積 3,068 のものを基準容器とし、これに 12 切 5 枚 55 袋、板のり換算 22.92 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 90 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 145 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

 - (b) びん容器と同形のエパック容器の内容量は、びん容器の規定に準ずるものとする。
 - (c) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、前記(a)に準ずる。
- (6)(イ) 不透明角かんの小袋包装物の加工のりの内容量については、縦 16.8 cmよこ 11.3 cm高さ 20.5 cm容積 3,892 のものを基準容器とし、これに 12 切 5 枚 80 袋、板のり換算 33.3 枚分以上を入れるものとする。

基準容器以外の不透明角かんの種類は 5 種類

<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、食品のりの取引に関し、容器、包装、説明書、ポスター等により次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(2) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(2) 客観的な根拠に基づかないで特選、極上、高級、優良、本場品等当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、一般の消費者に誤認されるおそれがある表示。</p> <p>(公正取引協議会)</p> <p>第8条 この規約を円滑かつ効果的に実施するため、食品のり公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p>	<p>とする。</p> <p>(ロ) 上記基準容器と5種類の不透明角かん以外の指定を受けない不透明角かんの内容量は、第5条の(4)(イ)に準ずる。</p> <p>(ハ) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、第5条の(4)(ロ)に準ずる。</p> <p>(7)(イ) びん入、かん入、詰め換えを除く袋物（おかずのり、おにぎりのり等の袋物包装物）の内容量は、1袋あたり板のり換算1枚分以上とする。</p> <p>(ロ) 包装袋物は、外部から容易に内部を見透せる部分が当該包装物片面積の50%以上であって、消費者に内容物が実際のものより著しく過大であると誤認されるおそれのない包装でなければならない。ただし、金属箔包装物についてはこの限りでない。</p> <p>(ハ)(a) 包装袋物を内容とする外袋は、無色透明のフィルムを使用し、中の小袋が全部と小袋の内容量表示が明瞭に見えること。</p> <p>(b) 外袋には板のり（全型）何枚入り、何袋、1袋何枚何枚と表面の見易い場所に「9ボ」以上の活字で明瞭に表示すること。</p> <p>(c) 外袋には製造業者名又は販売業者の氏名が名称及び住所を表示すること。</p> <p>(d) 上記以外の印刷を一切してはならない。</p> <p>(8)(イ) 小袋包装物を内容とする袋物包装物の内容量については、10袋（1袋12切5枚）入りで、1袋あたり60の容積のものを基準包装物とし、これに板のり換算4.16枚分以上を入れるものとする。包装物の容積の大きさが90増加するごとに、板のり換算1枚分以上の割合で増量しなければならない。</p> <p>また、包装物の容積の大きさが120減少するごとに、板のり換算1枚分以下の割合で減量することができる。</p> <p>(ロ) 小袋包装物を内容とする包装袋物の外袋は、第5条(7)(ハ)に準ずる。</p> <p>(9)(イ) 前号に規定したものの以外のもを内容とする包装物（もみのり、きざみのり等の不型態物を含む。）の容積の最大限度は、内容量を板のりに換算して5枚までのものは、1枚当たり140、5枚を超えるものはその越える1枚当たり90を加算した容積を越えてはならない。</p> <p>(ロ) 前号に規定したものの以外のもを内容とする包装袋物の外袋は、第5条(7)(ハ)に準ずる。</p> <p>第6条 事業者は、食品のりの容器又は包装に色付き半透明の資材を使用することにより、食品のりの内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p>
--	--

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

3 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1) この規約の内容を周知させること。

(2) この規約についての相談及び指導に関すること。

(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。

(4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。

(5) 関係官公庁との連絡に関すること。

(6) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行う。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の規定に基づく調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行わない旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、第8条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(規則の制定)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。